

URL:<http://www.mu-kansai.or.jp>
E-mail:sodan@mu-kansai.or.jp

〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

「コロナ・ショック」を利用した休業・時短・解雇・ 雇止めを許さず、労働相談と組織化を！



「新型コロナ」口実に 民間大企業春闘 ベア見送りへ

20春闘は、「トヨタ・鉄鋼3社ベアゼロ回答」「春闘相次ぐ前年割れー

新型コロナも追い打ち」と、大手マスコミが連合内大手企業の交渉結果を報じた。大企業は巨額の内部留保が463兆1308億円にも積みあがっているにもかかわらず、新型コロナの世界的感染拡大と世界経済への打撃を口実に、軒並み基本給を底上げするベースアップ（ベア）を見送った。こうして民間大企業の賃上げは、同じ工場や業界内の非正規労働者を排除し終了した。

経団連は、「一律的な賃金要求は適さなくなってきた」と春闘構造そのものを否定し、職務や成果によって格差をつけ総賃金支出を抑制する姿勢である。さらには「雇用に柔軟化・多様化」といい、短期雇用の「ジョブ型」を導入し、長時間労働に繋がる「高度プロフェッショナル制度」や裁量労働制の実現を目指している。

安倍政権「世界で一番企業が活躍しやすい国」、その結果が非正規の増大、貧富の格差拡大

安倍政権は、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を目指すことが成長戦略であるとして、「働き方改革」を強行してきた。その結果が、消費税10%導入による消費の減少も相まって、正規・非正規、大企業と中小企業、男女間、最低賃金に見られる都道府県間の格差があり、貧困化が進んでいる。「新型コロナ・ショック」がその深刻な事態の進行の中で明らかにしていることは、貧富の格差拡大は究極のところ「命と安全の格差」だということである。

「新型コロナで、休業、時短、解雇、雇止め～緊急ホットライン」

全国で労働組合は雇用・生活破壊を許さず、相談活動、組織化をしよう！

この間、政府・財界は、個人事業主ということでの「雇用によらない働き方」、単発・短時間の「ウーバーイーツ」のような請負仕事やフリーランスのような働き方を推進してきた。労働者としての権利を奪うやり方だ。また労働力不足を補うために、昨年4月に施行された外国人に対する在留資格「特定技能」制度で、従来からの「技能実習」制ともども、不足する安価な単純労働導入強化を図ってきた。

3月15日、連帯ユニオン関西ゼネラル支部が「新型コロナで、休業、時短、解雇、雇止め～緊急ホットライン」を行った。1日で40件近くの相談があった。運送業、イベント、小売業、製造業、飲食業、ホテル・観光関連業からで、雇用形態は派遣社員、契約社員、アルバイト・パートの非正規社員が圧倒的であった。内容は、「辞めてくれ・解雇、シフト減・勤務日減、契約打ち切り・雇止め、内定取り消し、発熱発生による休業指示、有給休暇で休んでくれ」などである。休職指示に対する賃金補償・休業補償はどこに求めればいいか、支援制度を教えて、小学校閉鎖に対する賃金保証制度を教えて、などである。労働組合加入で団体交渉をしようというアドバイスも行った。

今、重要なことは、「コロナ・ショック」に萎縮せず、中小企業で働く非正規・未組織労働者の闘いを組織し、全国の労働組合が労働者の命と安全を守り、雇用と生活破壊を許さない大相談活動を全国に巻き起こすことだ。

書記長 仲村実

**3月23日、不当労働行為で申立！
新型コロナウイルスを理由として団交保留
団交期日の対案も示さず実質団交拒否！**

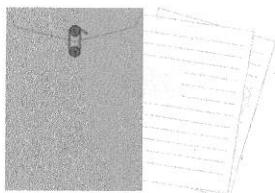
3月7日、(株)アドバンスcopeのマネージャー職のAさんは組合を訪ねてきました。今年の1月14日に株式会社アドバンスscope名の「業務改善通知書」を渡されたこと、最近マネージャー職を取り上げられ、部下も部長直轄となったことに納得いかないということでした。

相談後、労働組合ができる団体交渉の説明をし、ただちに加入となりました。併せて会社に加入通知書と団体交渉申入書を出すことにしました。協議事項は、1、組合員A氏のマネージャー業務について、2、令和2年1月14日付け、株式会社アドバンスscope名の「業務改善通知書」について、3、上記関連する事項としました。

3月12日、会社から回答書（甲4）がFAXで届きました。「団体交渉拒否の意思はない」との記載はあるものの、実質、新型コロナウイルスを理由として「開催保留」との拒否内容でした。この会社の回答書を受けて、3月15日、抗議及び申入書で、「マネージャー業務に戻し、部下であった3名の社員も同様とすること」とし、再度団体交渉を申し入れました。

団交申入れ前文に、「貴社にコロナウイルス感染者がおられ、かつ会社出勤が停止されているならともかく、現回答の内容では正当な理由とはいえません。なお、団体交渉の人数とかの申入れについては、考慮する用意があります。」と記載しました。

返事がないため、18日正午頃に、再々度団体交渉申入をし、「この申し入れを正当な理由なく拒否または無視された場合は、大阪府労働委員会に労働組合法第7条の不当労働行為として申立をすることを通知しておきます」と記載しました。



会社から同日14時半ごろFAXにて回答書が届きました。前回同様「新型コロナウイルス」を理由とし、会社からの日程提示がなく、配慮事項を無視する、実質団体交渉拒否回答でした。

3月23日、大阪府労働委員会に不当労働行為申し立てをしました。注目ください。

(2020.3.24 記)

第2 請求する救済の内容

- (1) 株式会社アドバンスcopeは、管理職ユニオン・関西が申し入れた2020年3月7日の団体交渉申入書の協議事項、1、組合員A氏のマネージャー業務について、2、令和2年1月14日付け、株式会社アドバンスscope名の「業務改善通知書」について、3、上記関連する事項の団体交渉を誠意をもって行なわなければならない。
- (2) 株式会社アドバンスscopeは、(1)項の団体交渉拒否を反省し謝罪しなければならない。

下記の謝罪文書を組合に提出するとともに、会社正門前の見えやすい場所に縦1.8メートル、横90センチメートルの大きさの白色木版に楷書で明瞭に墨書きして、1ヶ月間掲示すること。さらに社内ネットワーク掲載し、社内メールで全社員に送信をしなければならない。(謝罪文は略)

以上

追記 大阪府労働委員会から申立書が、3月25日に会社に着きました。翌26日、(株)アドバンスscopeからFAXが組合に届きました。それは、日時提案もあり、「新型コロナウイルスの終息が見通せない状況を考慮し」と記載がありました。不当労働行為申し立てに反応したものと思われます。4月2日に団交開催、次号で報告します。

ダイカン今井ロジ(株)に、降格・減給無効、親会社ダイカン枚方工場への出向義務なしの裁判

第1回公判 4月24日14時 大阪地裁405法廷 Bさん 冒頭意見陳述をします 傍聴を！

Bさんは、2011年8月に㈱ダイカンロジスティクスに入社しました。2017年に今井運送㈱と合併し、社名がダイカン今井ロジ㈱となる。2019年4月、Bさんは課長となり、基本給27万9050円、役付手当6万円、家族手当1万円、住宅手当1万5千円、調整手当3万5千円となりました。



この年の9月10日、清水社長と鍛冶次長に予算の打ち合わせで呼び出されました。しかし、打ち合わせではなく、協力運送会社からの中元・歳暮を受け取ったこと、業務内容の事実確認、情報漏洩の確認などの事情聴取でした。結論は、自宅待機を命じるという通告でした。

自宅待機中の9月27日、再度呼び出され前回同様の質問を受け、自分の認識に基づいて事実説明を行いました。この日は、課長職から技能職（現場）への降格辞令が一方的に行われました。併せて、減給の給与辞令（10月1日付けのもの）も渡されました。会社が調査の為、自宅待機は継続でした。

10月3日に組合に加入し、団体交渉を申し入れました。10月15日の団交後、降格辞令と減給辞令の撤回を要求し、団交を重ねましたが、清水社長の態度は変わりませんでした。

12月4日、会社から、親会社ダイカン㈱枚方工場への出向辞令が出ました。12月23日、清水社長に対して、出向辞令の撤回を求め、異議申し立てをした上で出向先に勤務することを内容証明郵便で通知しました。

2020年1月からBさんは、ダイカン枚方工場でファイバードラムの製缶作業を行っています。そして、3月6日、大阪地裁に提訴をし、第1回公判が4月24日14時から開かれます。Bさんは、この公判で、自らの意見を裁判官に訴えるため「冒頭意見陳述」をします。多くの組合員の皆さんの傍聴をお願いします。訴状の“結語”の部分を以下記載します。

結語

1 義務不存在確認と未払い賃金の請求

原告は、被告に対し、原告が、ダイカン株式会社のファイバー缶事業部枚方工場において技能職として出向勤務する雇用契約上の義務がないことの確認を求める。また賃金請求として、2019年11月分以降の賃金39万9050円と、実支給額24万8300円との差額である15万750円並びにこれに対する商事法定利率の6%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

2 賞与の請求

原告は、被告に対し、賃金請求権として、2019年12月10日支給の賞与76万4500円と実支給額60万円との差額である16万4500円並びにこれに対する商事法定利率の6%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

また、賃金請求権として、2020年7月10日から口頭弁論終結時まで、毎年12月10日限り16万4500円並びにこれに対する商事法定利率の6%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

3 慰謝料請求

原告は、被告に対し、無効な本件降格辞令及び本件出向辞令によって受けた原告の精神的苦痛について、不法行為に基づく損害賠償として100万円並びにこれに対する本件出向辞令の日である2020年12月4日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金の支払いを求める。

～新型コロナで、休業、時短、解雇、雇止め～ 緊急ホットライン 結果報告



3月15日（日）午前10時から午後7時まで、～新型コロナで、休業、時短、解雇、雇止め～緊急ホットラインを開設しました。朝日新聞での掲載の他、毎日放送も取材に入り、合計30件の相談が寄せられました。

《相談事例の抜粋》

○相談者：本人（フィリピン人？）（女性、契約社員）シフト減 業種：不明

シフト制で週3～4回入っていたが、2回に減らされた。コロナが発生し、仕事が少なくなった。必要がないから日数を減らしてくれと言われた。3月から減らされた。毎日仕事に来ていた人も週2回になっている。こういうことは認められるのか？

○相談者：父親（女性、派遣）幼稚園閉鎖に伴う休職に対する休業補償 業種：不明

娘が派遣で働いている。コロナの関係で幼稚園が閉鎖になったので、子どもの世話のために娘は休職した。派遣にも休業補償が出るのか、役所に問い合わせたが、分からぬと言われた。休業補償はもらえるのか？

○相談者：本人（女性、60代、契約社員）時短、休職 業種：食品製造

製造業で働いている。ベトナム人実習生が15人くらいいる。日頃から、パワハラが酷くて怒鳴るのは日常茶飯事である。1日8時間勤務。シフト制で週休2日である。7年間勤務している。雇用契約書では6か月契約になっている。勤務時間を3時間減らされたほか、シフトも減らされた。休業補償を求めたところ、上司から契約を打ち切ると脅された。

○相談者：本人（女性） 症状が出た場合の休職の補償

風邪の症状が出た。熱は37.0度くらいだった。そのため、1週間会社を休んだ。その後出社したが、熱は下がっていたが咳が続いていたため、会社が帰れと言った。風邪での休業の場合、給料はどうなるのか。出勤しても良いのか。

○相談者：本人（中国人）（女性、派遣）出勤停止（？）解雇（？） 業種：ホテル

4年前にホテル専門の派遣会社に登録。当時は不定期で空いた日に勤務していた。現在のホテルに就業したのは1年前。週5で勤務。この一年間は継続してほぼ週5で働いていた。3月5日にコロナウイルスの影響で売り上げが落ちているため、派遣先が派遣社員全員（19人）その日から完全に出勤を停止すると発表。今後、いつ派遣に仕事を任せるかは一切不明。シフトは3月20日まで出していたのに、すべて休まされた。仕事がないので生活が立ち行かない。働くか、休業補償が欲しい。派遣元は別の派遣先を紹介してくれない。

○相談者：本人（女性、パート）シフト減、出勤停止 業種：ホテル

ホテルのテナント勤務で朝食担当。3月20日以降、一切の出勤を停止すると会社が発表。コロナが収まるまで無期限。収まったら呼ぶとのことであるが、うやむやになるだろうと不安。理由は赤字で銀行の融資が受けられないから。発表は口頭であり、書類なども一切なし。1年契約で6年以上勤務。契約日は4月15日。週3日で働いていたが、雇用契約書には週2日と記載。いつから出勤できるか不安。期間が示されていないし、生活が危うい。休業補償が欲しい。

○相談者：本人（女性、アルバイト）解雇 業種：着物レンタル

着物のレンタルをやっている店で、アルバイトとして週6日働いていた。勤続は3か月。コロナウイルスの影響で仕事がないからと20日付で解雇された。その際、「お前はコロナに感染してそだだからクビ」と言われたとのこと。解雇予告手当の対象となるかとの相談。

○相談者：本人（女性、派遣）休業・賃金 業種：ホテル

派遣でホテルのフロント業務に従事。ホテル側から「休んでください」と言われ、派遣元からも言われた。派遣元に「給与補償はどうなりますか」と聞いたが、答えてくれない。休まされた場合、何か助成金があるのか？

《相談内容の概括》

業種について言えば、30件の相談の内、6件がホテルとその関連業種であった。具体的には、ホテルのフロント、ホテルの朝食、ホテルのイベントの看板・案内板設置等である。その他、飲食店、イベント会場設置、着物レンタル店、小売店、食品製造業、製造業、建築業、運送からの相談も寄せられた。特徴としては、ホテルとその関連業種からの相談が2割を占めていて最多であったが、その他さまざまな業種に影響が広がっていることが分かった。なお、ホテルについては、すべて関連業種（派遣も含め）からの相談であり、ホテルに直雇用されている労働者からの相談はなかった。ホテル業がフロント業務、清掃・ベッドメーティング業務、イベント業務、食事提供業務等多くの業務を委託に出している結果だと思われる。

相談者の雇用形態では、30件の相談の内、契約社員が8名、パートが3名、アルバイトが4名、派遣社員が4名、フリーランスが4名、シルバーが1名、正社員が3名、不明が3名であった。不明を除く27件の内、24件がいわゆる非正規であり、その割合は9割近くに達している。新型コロナに関わる経済的打撃が、現在のところ非正規労働者に集中していることが伺える。

相談内容について言えば、30件の内11件が収入減に関わる相談であった。具体的には、非正規社員のシフト減、時間短縮に関わる相談とフリーランスの仕事減についての相談である。次いで多かったのは休業に関わる相談で7件であった。具体的にはホテル関連業種での一斉休業の相談と発熱等の症状がある場合の個別の自宅待機の相談であり、いずれも休業補償についての相談であった。また、解雇・退職勧奨・雇止めについての相談が6件、内定取り消しの相談が1件寄せられた。この他、新型コロナに関するハラスメントの相談や、学校の休校のための休職についての相談もあった。

《まとめ》

新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらない。日本ではまだ序の口の段階で、今後飛躍的に感染が広がることも予想される。経済的な打撃も今後一層深刻化するだろう。しかし、その打撃は一様ではない。真っ先に、そして最も深刻な打撃を受けるのは非正規労働者やフリーランスで働く人々である。

こうした中、政府は3月10日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—第2弾—」を発表した。そこでは、「4308億円の財政措置を講ずる。あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に1.6兆円規模の金融措置を講ずる」としている。内容の詳細はともかく、端的に言えば99%以上が企業救済のための措置や株価対策であると言つてよい。

つまり、最も深刻な被害を受けるのは弱い立場にある非正規労働者やフリーランスで働く人々、救済されるのは企業や金持ち、これが現在進行していることである。

(連帶ユニオン関西ゼネラル支部 C)

関生関連資料 組合活動に対する信じがたい刑事弾圧を見過ごすことはできない

関西生コン事件についての労働法学会有志声明

2019.12.9



昨年から今年にかけ大阪・滋賀・京都等の関西地区で、労働組合の委員長を筆頭に、副委員長、書記長、一般組合員などが相次いで逮捕、起訴される事件が発生しています。本年12月9日現在で、組合員の逮捕者数は延べ81名、起訴者数は延べ69名にのぼっています。委員長は6度、副委員長は8度逮捕され、両者とも勾留期間は1年3ヶ月(460日)を超えていました。一般メディアではほとんど報じられていませんが、本件は、連帯労組(全日本建設運輸連帯労働組合)の関生支部(関西地区生コン支部)の組合活動をめぐる事件であり、労働組合運動を理由とする刑事事件としては、戦後最大規模といえます。

本件で威力業務妨害と恐喝未遂の公訴事実とされているのは、1年以上前の日常的な組合活動です。運転手等の組合員が建設現場で法令の遵守を求める「コンプライアンス活動」も、産業別労働組合や職業別労働組合に見られる一般的な組合活動です。連帯労組は、労働組合法上の労働組合として認められている適格組合ですから、何よりも労働組合の組合活動の正当性の有無の観点から、関生支部の組合活動を判断して対応すべきものです。

現在の警察や検察は、組合活動としての正当性の有無を具体的に検証することなく、連帯労組の活動を「軽微な違反に因縁をつける」反社会的集団による妨害行為と捉えて対応しているとしか思えません。県によっては、「組織犯罪対策課」が捜査主体となり、一部の裁判所が傍聴人席に遮蔽板まで設置するあり様です。労働者の労働条件の改善を求める行為や、法令無視による不公正な競争を防止しようとする組合活動が、当該組合活動の正当性を判断されることもなく、違法行為とされ刑事処罰されるならば、憲法28条の労働基本権保障も、労働組合法による組合活動保障も絵にかいた餅になってしまいます。

また、公訴理由では組合役員や組合員の共謀が強調され、当該組合活動に参加していない者も逮捕、起訴されています。19世紀初頭、コンスピラシー(共謀)を理由に、労働組合運動を弾圧した労働基本権成立史の一コマを見るようでもあります。組織犯罪対策課が捜査主体となって、共謀立証を理由に長期にわたり身柄を拘束するという手法からみると、先に成立した共謀罪法(組織犯罪処罰法)が直接間接に影響を与えているのではないかとも危惧しています。*

私たちは、労働法を研究する者として、今回の事件において、警察・検察当局の憲法を無視した恣意的な法執行に強く抗議するとともに、戦後積み上げられてきた組合活動保障を意図的に無視するものとして重大な懸念を表明するものです。警察官や検察官には、憲法遵守義務を負っている公務員として、憲法28条の団結権・団体行動権の保障、その確認としての労組法1条2項の組合活動の刑事免責を踏まえて、適正な法執行に努めることを強く求めるとともに、裁判官には、労組法上の適格組合に対して、「反社会的集団」との予断をもつことなく、組合活動の正当性の有無を真摯に判断することを求めます。

関西生コン支部事件に関する声明文呼びかけ人一同

青野 覚(明治大学教授) 浅倉むつ子(早稲田大学名誉教授) 有田謙司(西南学院大学教授)
石井保雄(獨協大学教授) 石田 真(早稲田大学名誉教授) 緒方桂子(南山大学教授)
唐津 博(中央大学教授) 毛塚勝利(労働法学研究者) 島田陽一(早稲田大学教授) 武井 寛(龍谷大学教授)
土田道夫(同志社大学教授) 角田邦重(中央大学名誉教授) 道幸哲也
(北海道大学名誉教授) 名古道功(金沢大学名誉教授) 西谷 敏(大阪市立大学名誉教授)
浜村 彰(法政大学教授) 深谷信夫(茨城大学名誉教授) 藤本 茂(法政大学教授) 三井
正信(広島大学教授) 山田省三(中央大学名誉教授) 吉田美喜夫(立命館大学名誉教授)
米津孝司(中央大学教授) 脇田 滋(龍谷大学名誉教授) 和田 肇(名古屋大学名誉教授)

報告

春闘御堂筋デモ



3月22日(日)に、毎年恒例の春闘御堂筋デモを敢行しました。管理職ユニオン・関西、連帯ユニオン関西ゼネラル支部、北大阪合同労組、なかまユニオンが実行委員会に名前を連ねました。中之島女神像公園に結集し、デモに先駆けて13時30分より集会が始まりました。集会では、開催挨拶のあと、結集した労働組合の春闘交渉や労働争議をしている組合員から闘争アピールがありました。

管理職ユニオン・関西からはF氏の7年にわたる労使紛争の解決報告があり、連帯ユニオン関西ゼネラル支部の桜ノ宮化学分会からは、定年再雇用後の賃金大幅カットの是正を求め、大阪地裁に提訴している裁判の途中経過報告がありました。

これまでの労契法20条裁判では、主に諸手当の部分が争われ、その成果として正社員と非正規での諸手当の差別は正の判決がいくつかでています。しかし、この裁判では、定年前の年収から35%に大幅カットされた基本給と賞与に関する賃金部分の不当性を正面から争う裁判です。その判決は、同一労働同一賃金の考え方や定年前と定年再雇用後の賃金水準の何らかの基準が示される社会的影響の大きい裁判になりそうです。また、同じく関西ゼネラル支部のR計器興業分会からは、今年の春闘要求をなんとしてでも実現するために実力行使するという力強い意気込みを感じるアピールがありました。

その他、各諸団体のアピールを繰り広げて集会は終わり、大阪市役所前に移動し、デモがスタートしました。穏やかな天候にも恵まれ、北合同の街宣車を先頭に各諸団体が隊列を組み、御堂筋を南下して難波まで道のりの1時間半程度のデモを行いました。今年のメインスローガンは全国一律最低料金1500円！です。このスローガンは全国の労働組合の共通のスローガンになっています。時給1500円でフルタイム（月160時間）で働けば、毎月の手取りは20万ほどになります。働きがいのあるまともな生活を手に入れるためには、時給1500円は決して過大な要求ではありません。実現しなければいけない目標です。

デモでは最低賃金1500円の実現、賃金の大枠アップ、関西生コン支部への不当弾圧反対、沖縄辺野古基地建設反対、原発再稼働反対のほか、新型コロナ・パンデミックを理由とした、労働者への不利益扱いを許さないことも強くアピールしました。組合にも、休業を命じられたけど賃金が支払われるかどうかわからない、そのほか解雇や雇止め、内定取り消し、勤務時間を減らされた、シフトを減らされたというような相談も多く寄せられているからです。世界を震撼させている新型コロナウイルスの感染の影響で経済が大幅に悪化することが懸念されます。そのことは、所得が低い労働者に特にしわ寄せが来ます。

安倍政権は、働き方改革で非正規差別をなくすとしていますが、実際は「正社員」が、非正規化しています。昇給なし寸志程度の一時金、退職金なし、手取り15万程度というような正社員も増えてきています。このような雇用情勢危機において、大いに御堂筋を歩く市民に向けて私たちの主張をしました。

(連帯ユニオン関西ゼネラル支部 D)



続・悪口雜言罵詈謔謗第 10 号

デジタル・プラットフォーマー 巨大IT企業の横暴

副執行委員長 稲岡宣男

最近、急激に進歩したコンピューターの計算能力や人工知能(AI)、情報通信技術を活用し、多種多様なサービスの「場」を提供する事業者を、「デジタル・プラットフォーマー」と呼んでいる。インターネット上の検索、SNSなどの交流サイト、電車等乗り換え検索など、新しいサービスを生みだしている。

米国のデジタル・プラットフォーマー4社(グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン=GAFA)は急成長し、うちアップル、アマゾン、グーグルの株式時価総額は100兆円超という。(日本トップのトヨタは約25兆円)

国民生活に広く浸透し、強い影響力を持つようになったデジタル・プラットフォーマーは、さまざまな社会問題を引き起こし、世界各国が規制に乗り出している。

個人データ保護の問題では、グーグルなどは検索履歴やメール、位置情報など大量の個人データを収集、個人の趣味などを狙い撃つ広告で、莫大(莫大)な利益を上げている。

欧州連合(EU)では個人データを基本的人権と位置付け、「一般データ保護規則」で厳格に保護している。一方日本には脆弱な保護制度しかない。次期国会では個人情報保護法改正案が予定されている。

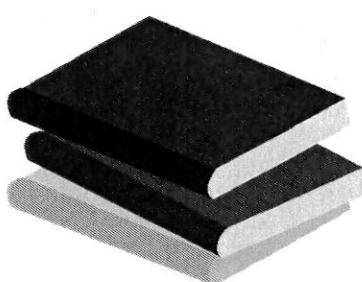
独占的な市場取引に関する問題では、デジタル・プラットフォーマーは、利用する消費者が増えれば増えるほどサービスを提供する事業者が有利になり、それによってますます消費者が増えるという特徴を強く持ち、独占・寡占状態になりやすく、その弊害は大きくなっている。

EU競争法当局は去年、インターネット広告事業でグーグルに対し1800億円余の制裁金の支払いを命じた。日本では楽天が2月10日、出店業者への送料負担強要の件で公正取引委員会の立ち入り調査(独占禁止法違反の疑い)を受け、批判が高まっている。

労働者に関しては、ウーバーイーツなどデジタル・プラットフォーマーの利用者は「労働者ではなく個人事業主」とされており、労災保険や最低賃金などもなく、

使い捨てにされています。政権はフリーランスや「雇用関係にない働き方」を推進している。

デジタル・プラットフォーマーは「物理的拠点を持たないため法人税を課すことができない」という国際的な課税ルールを悪用している。デジタル・プラットフォーマーの横暴を許さないルールが必要である。



T. Sさんが亡くなられていきました。

書記長 仲村実

3月28日、ご両親に電話し確認しました。

昨年12月の中旬ごろに自宅アパートで体調を悪くし、自ら救急車を呼び入院しました。脳卒中で1月1日に亡くなられ、お葬式は家族葬で行ったのことです。享年53才でした。



T. Sさんのこと

1998年3月18日、当時30才で組合加入しました。職場は、N出版大阪営業所の営業マンでした。賃上げ・一時金のことによく団体交渉をしました。狭いマンションの一室にある大阪営業所で、東京から来た専務とよく交渉をしました。

1998年11月の第3回大会で執行委員になっています。2009年(2003年だけ除く)まで執行委員でした。2013、14、15年の11月の定期大会で書記次長になっています。

加入後すぐに、共闘組織である「だまつとら連」(“だまつとら連”大阪北地域労働者の会)に私が連れて行き、その事務局で活動し、年配活動家に鍛えてもらい可愛がられました。沖縄闘争・辺野古基地建設反対現地闘争にも参加。福島の復興支援で現地を訪問もしています。

管理職ユニオン・関西の組合員同士で結婚をしました。しかし離婚し、その後は大阪市Z区のアパートで一人暮らしでした。

T. Sさんの最後の活躍は、管理職ユニオン・関西結成20周年パーティの司会でした。

亡くなる2、3年前から眼の異常が発生し、極端に視力が落ち、夜間の歩行に支障が生じるようになっていました。私もしつこく言って、いくつかの病院で精密検査を受けるように勧め、その結果として、眼球や目の病気でなく神経からきているとの結論でした。T. Sさんは、“脳に問題があるんや”と言っていました。

私の組合のPCからのメールに残っていた記録では、昨年2019年10月4日、T. Sさんへ「目のほうは相変わらずですか。9月29日の北合同の定期大会に、Sさんを呼び出し私と一緒に参加しました。やっと保証された関生のYさんも来ていました。次の大会で、Sさんが執行委員に復活することを確認しました。次はT. Sさんですが・・・。それとは別に、10月19日(土)16時より労働者弁護団の総会があります。私が行きますので、付き合いませんか。それと、明日発行の次号の機関誌が出来て、これから印刷です。PDFにしましたので添付します。」と。11月10日は、「ずいぶん具合が悪そうですね。今週は、明日が中労委、土曜日は関生の定期大会、日曜日はわが組合の大会ですので、忙しいです。25日の月曜日でも、様子確認を兼ねて会えませんか。連絡ください。」と。その後、電話のやり取りをしており、12月10日の夕方に、京阪電車のH駅で合う約束をしていました。

この日の前日か前々日にT. Sさんから電話があり「1ヶ月ほど会社休んでいた。10日から仕事に出るので、会うのはまたの日に」との話でした。それが結果的には、最後の会話でした。

その後すぐの12月中旬に、体調が悪くなり入院しているので、この頃、相当病状・体調が悪化していたと思われます。私に会うのがつらかったのかもしれません。

1月になってから機関誌のメール添付とコメント、1月も何度か電話をし、留守電にコメントを入れたと記憶しています。2月は、携帯電話が遮断されていました。そこでやむなく3月のはじめに、住居であったアパートを訪問しましたが住んでいませんでした。和歌山の実家もわからなかったので、T.Sさんの勤めていた大阪営業所に電話をして、彼が亡くなったことを知ったわけです。ご両親に電話し、お悔やみを述べ、管理職ユニオン・関西でのことなども話し、亡くなられた経緯を聞いたわけです。

一時期は、私の後継者としてオルグをしたこともありました。“だまつたら連”では、私くらいの世代の活動家に可愛がられ、そこで労働運動・政治運動について学んだと思います。

おしどりの夫婦で、PTA活動も積極的に行っていた話はよく聞かされました。T.Sさんにとて離婚は相当きつかったようです。その後も時々、委員長の誘いで一緒に組合員らと飲んだことがありました。T.Sさんをご存知の組合員の皆さん、時々、T.Sさんを思い出してやってください。合掌。

今年は、会場が変わりますか‥

第91回 中之島メーテーに集まろう！ 競争社会ではなく、共生社会の実現を！

日時

5月1日（金）13:30

会場

鞠（うつぼ）公園

地下鉄 中央線・四つ橋線本町駅下車

中央線阿波座駅下車

※公園に「管理職ユニオン・関西」
の旗を立てます

デモ 難波まで予定



※終了後、

事務所で懇親会の予定

競争社会ではなく
共生社会の実現を！

第91回
中之島メーテー

労働基本権・
団結権
YES!

最低賃金
1500円!
YES!

改憲・
新基地建設
NO!

一切の労働運動弾圧を許さず。
労働基本権の侵害と闘おう。

生活と命を守るために、いますぐ
最低賃金(時給)1500円を実現させよう。

憲法改憲に反対し、沖縄・辺野古
新基地建設を阻止しよう。

日時 | 5月1日 [金]
13:30~

会場 | うつぼ公園

第91回中之島メーテー実行委員会
【連絡先】全港湾大阪支部 TEL 06-6575-3131 FAX 06-6575-3134